

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和3年度

**社会福祉法人 さとり
若草保育園**

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目 次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

- I -1 理念・基本方針
- I -2 経営状況の把握
- I -3 事業計画の策定
- I -4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象 II 組織の運営管理

- II -1 管理者の責任とリーダーシップ
- II -2 福祉人材の確保・育成
- II -3 運営の透明性の確保
- II -4 地域との交流、地域貢献

評価対象 III 適切な福祉サービスの提供

- III -1 利用者本位の福祉サービス
- III -2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	若草保育園
種別:	認可保育所
代表者氏名:	原田 留里子
定員(利用人数):	109名(100名)
所在地:	〒242-0005 神奈川県大和市西鶴間8-4-20
TEL/FAX :	TEL046-276-1050 FAX046-273-1114
ホームページ:	http://www.satori-hoikuen.com/ty-wakakusa/index.html
開設年月日:	2014年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人さとり

職員数

常勤/非常勤
専門職員(名称)

常勤:16名 非常勤:10名

保育士

施設状況

保育室:6	トイレ:幼児用2 職員用2
調理室:1	事務室:1
園庭:あり	

③理念・基本方針

保育理念

- ・子ども一人ひとりを大切にし、保護者との一体感を持ち、地域との交流を深め、愛される保育園を目指す。

保育方針

- ・子どもの人権を尊重し子どもにあった保育を保障する。
- ・子どもの心とからだ(生きる力)の基礎を育てる。
- ・地域子育て支援をしていく。

保育目標

- ・想像力豊かで意欲的な子
- ・みんなと楽しくあそべる子
- ・自分の気持ちが言える子

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・専門講師による「体操教室」のカリキュラムを取り入れている。
- ・保育業務支援システムの導入(職員、保護者の入退室の管理や電子決済など)
- ・防犯カメラ、事故防止カメラの設置
- ・法人職員(主任保育士)が救急応急手当普及員資格を取得し、法人内で職員に対し普通救命講習を実施できる
- ・地域子育て支援に取り組んでいる(育児講座・遊ぼうかい・食べようかい・ばぶちゃんくらぶ・おひさま相談)
- ・年度始めには、行事、月担当など分担が決まっていてきちんと取り組める体制ができている。
- ・会議等で意見を言いやすい環境を作り、園児、保護者、行事など様々な意見交換ができるということで次へ繋げることが出来る。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日:令和3年5月20日	訪問調査日:令和3年10月13日
	評価結果確定日:令和4年1月6日	

受審回数(前回の時期)	1回(前回:2018年度)
-------------	---------------

⑥総評

◇特に評価の高い点

1)選べる遊びを通じての生活環境が整備されています

各保育室の低い棚にはおもちゃや、玩具、ブロック、絵本など自分で選べるように常時置いているほか、コーナーも作っています。廃材で作った小屋風のもの、押し入れの下の狭い空間、衝立など子どもが好む空間作りをしています。職員は子どもが自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながらその時々の子どもの興味関心に寄り添い、遊びの環境を整えるようにしています。職員の声(大きさ、トーンなど)も大切な環境と考え、意識しています。廊下では、ドングリケーキ作りが楽しくてやめられない子どもが職員とマンツーマンでやりとりを楽しんでいる場面や、遠足ごっこで保育室に一人ひとりがシートを広げ、楽しそうに保護者の手作り弁当を食べていました。

2)地域と連携した子育て支援を実施しています

現在の運営法人に民間移管される前の公立保育園時代から地域の子育て支援事業に力を入れており、園はそれを継承しています。市の地域子育て連絡会（鶴間・南林間地区）と密に連携を図りながら、専任の職員を2名配置し、あそぼう会、たべよう会、ばぶちゃんくらぶ、おひさま相談など、把握した福祉ニーズに基づいた事業を展開しています。コロナ禍が続き、計画通りの支援事業が行えない面もありますが、個別対応でのばぶちゃんくらぶ（栄養士と市の保健師による育児講座）を12月に開催予定など、地域の子育て支援のために工夫しながら取り組んでいます。

3)質の高い保育を提供するために取り組んでいます

常勤・非常勤にかかわらず職員の定着率が高く、安定した人材の確保及び保育の提供ができていることに加え、職員間のコミュニケーションも良く、自分のクラスだけではなく全体に目を向け、必要な時にはフォローし合っています。その他、環境チーム、行事、月担当などの役割もあり、連携を図っています。職員会議は各職員が発言しやすい環境をつくり、実際に活発な意見交換が行われています。園内研修においても、子ども主体の保育について出された意見には「学び直さなければいけない」「他の職員を見て学ぶこともあります」などあり、保育サービスの質の向上に真摯に保育に向き合う姿勢があります。

◇改善を求められる点

1)保護者との連携の取組

懇談会、園行事参加など保育の意図や保育内容、保護者と子どもの成長を共有できるような機会を持つようにしています。長引くコロナ禍のために、これらが計画通りに実施できない状況です。コロナ禍の中で、保護者との連携の取組を検討し、工夫すると共に、再開への準備が期待されます。

2)園内研修の充実

今年度の園内研修では子ども主体の保育や子どもの最善の利益についての振り返りをし、スキルアップを図っています。しかし、長引くコロナ禍の影響で障がい児保育や嘔吐処理など職員の希望に応じられていない現状があります。今後はタイムリーに緊急性の高い研修を実施できるよう工夫が期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

事業者名：若草保育園

今回第三者評価を受け、職員間で法人・園・保育の事を改めて考え、振り返る貴重な機会になりました。改善点だけでなくできている所を評価して頂き、励みにもなりました。また、若草保育園の園長になって1年半ですが、職員が現状に満足する事なくより良い保育を目指して取り組んでいることが分かりました。これから改善点を話し合い、保護者の方々と子育ての喜びを感じることができる保育を目指していきたいと思います。保護者の皆様には、アンケートのご協力をいただきまして有難うございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

法人内の保育園共通の基本理念、保育方針及び園独自の目標で子どもの人権を尊重し、園の目指す方向、考え方を明文化しています。それらは、職員の行動規範となる具体的な内容になっています。毎年度末には園の目標について職員と見直しをしています。理念・方針について保護者には園見学の段階から説明し、入園説明会資料による説明のほか、園内掲示でも周知に努めていますが、さらに保護者の認知度を高めていくために年度初めの若草だよりに理念・方針を掲載する方向での話し合いを行いました。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業全体の動向や各種福祉計画の策定動向と内容については法人が把握・分析をしており、園は法人の方針に基づいて運営を行っています。毎月、利用率、利用者の推移の把握や給食費など保育のコスト分析をしています。民間移管される前の公立保育園時代からの歴史があり、町内会、高齢者施設、子育て支援事業など地域との関わりが継続していることも園の特徴としています。今後も子どもの数・保護者像の変化、保育ニーズ、潜在的利用者に関するデータ等、課題の把握・分析の継続が望されます。

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人が収集・分析した事業所運営に影響のある重要な情報や課題は、法人内の園長会の中で定期的に示されています。その後、運営に必要性のある内容に関しては職員会議などで報告し、重点改善課題として設定していく体制があります。新型コロナ感染症の流行・拡大により、その予防対策に力を入れています。運営に必要性のある課題について、全職員にさらに周知していく必要があると園長は考えています。周知の継続が望られます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

a

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していないく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

中長期計画及び収支計画は法人が策定し、ホームページで公表をしています。法人としての1~3年スパンで計画中の「サービスの向上」については、利用者の満足度調査・アンケート、第三者評価の継続実施とし、3~5年の展望としては各マニュアルの整備、災害時の備蓄品の整備を継続していくとしています。それらは毎年実施状況の評価を行い、追加記載や継続事項としています。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

a

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

法人が策定した単年度の事業計画があり、ホームページで公表をしています。それに基づき園としての単年度の事業計画を策定しています。コロナ対策を行った上で安全な保育の行い方や行事計画、購入予定品目など実行可能な具体的な内容となっています。

I -3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6

I -3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

【コメント】

法人が策定する事業計画(中長期計画及び単年度計画)は法人内の各園からの意見の集約・反映のもとで策定されています。事業計画の実施状況については運営法人で実施状況の把握や評価・見直しをしています。しかし、法人策定の事業計画そのものを園の職員へ周知・理解を促す取組は今後の検討課題と考えています。

7

I -3-(2) -② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

【コメント】

事業計画に基づいた園の保育や行事計画については、毎年年度初めの懇談会で子どもの育ちなども含め保護者に分かりやすく説明をしていました。今年度はコロナ禍のため、懇談会の開催ができていませんが、その代替策として、若草だよりで各担任の写真を添え、1年間の保育について丁寧にお知らせをしています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的に P D C A サイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- イ 保育の内容について組織的に評価 (C : Check) を行う体制が整備されている。
- ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

指導計画作成、行事計画、全体の計画、人材育成等、保育の質の向上に向け、PDCAサイクルで取り組んでいます。年間指導計画、月間指導計画、週案・日誌に自己評価欄があり、職員は日々の保育の評価をし、園長、主任が確認をしています。その他、職員の年1回の自己評価や保護者アンケートなどから明らかになった課題もまとめ、毎年、改善や保育の質の向上に向けた園の自己評価を行っています。第三者評価は今年度で2回目の受審です。評価結果を分析・検討する場として、職員会議、乳児・幼児会議等があります。

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。

- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

毎年園の自己評価を行い、保護者アンケート結果も参考に、取り組むべき課題を明確にして計画的な改善を行っています。優先順位や予算等を考慮し順次改善をしています。単年度で解決できないことは次年度に引き継ぎ、計画的に取り組んでいます。今年度は、更なるサービスの質の向上に向け、第三者評価受審のための自己評価にも取り組みました。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	第三者評価結果 b
----	--	--------------

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、園をリードする立場として日頃から主任と連携を図りながら全体の把握に努めているほか、会議などを利用し、方針と取組目標や内容について全職員に伝えています。園長自らの役割と責任については「運営管理規定」に明記されています。しかし、それを表明することはしていません。何らかの形で表明することが期待されます。平常時は「職員分担表」で、有事の際は「自主防災組織の編成と任務」に従い、園長不在時には主任が代行職員として役割を担うことになっています。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	第三者評価結果 a
----	--	--------------

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

児童福祉法、子ども子育て支援法など関係法令等を遵守し、必要な保育・教育を提供することを事業の目的としています。園長は法人の指示に従い、利害関係者との適正な関係を保持しています。また、定期的な法人内の園長会で法令遵守について話し合うほか、環境に配慮した保育（エコやリサイクルなど）の重要性についても環境チームを作って取り組んでおり、十分な理解をしています。更に、他施設での不適切な事案などを取り上げて話し合いを重ねることで福祉に携わる職員としての心構え、行動につながるようにしています。

II-1-(2) 管理者のリーダシップが發揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、日々積極的にクラスを巡回しています。指導計画や日誌も確認をしています。それから現状の課題を見つけては指導やアドバイスをしています。職員の自信や意欲につながるよう、保育の良い点を伝えたり、改善策を提案したり、一緒に考えたりしながら保育の質の向上に努めています。職員会議は各職員が発言しやすい環境をつくり、実際に活発な意見交換が行われています。しかし、長引くコロナ禍により、計画通りの外部研修受講や園内研修が行えない状況があります。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は効果的・効率的な事務、休憩時間の確保、職員の残業の削減などを常に考え、業務の実効性を高めるようにしています。子どもやクラスの様子を始め、職員の力量や全体のバランスを考慮しながら園長は組織体制作りをしています。会議では課題や改善に向けた方向性を示しています。園長は主任と共に働きやすい環境づくりに取り組んでいます。日々職員配置や体制を考慮し、お互いのコミュニケーションを密にすることで、自分のクラスだけでなく、全体に目を向け、必要な時にはフォローし合い、記録などの事務作業を進めていく指導を続けています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

職員の採用は法人が行っています。園の職員の定着率が高く、安定した人材の確保ができますが、人材が必要な場合は法人に打診をしています。現法人に民間移管される前の公立保育園時代から勤務をしている非常勤職員もいます。しかし、コロナ禍の影響で、人材育成に関し計画通りに行えていない部分（外部研修、園内研修など）があります。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員待遇の水準について、待遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができる。

<コメント>

「職員の心得」の中で、期待する職員像を明確にしています。法人の人事規定や賃金規定で人事基準を定めています。年に2回の園長面談があり、職務に関する成果や貢献度を等を評価しています。また、職員の意向調査を行い、異動・退職などの確認を行っています。年2回の園長面談でも意向の確認を行っています。これらを通じ、職員は自らの将来に見通しを持った働き方ができる体制を作っています。コロナ禍が続き、キャリアアップに必要な研修の受講が難しくなり、対策を講じています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに

<コメント>

園長は主任と連携し、職員の就業状況を確認しながら一人ひとりの状況や意向に合わせシフトを調整しています。法人の相談窓口があり、職員は必要な時に利用することができます。園長との定期的な個人面談のほか、気づいたことがあれば随時面談で話をしてことで、心身の状態や悩みなどを把握し、改善策を常に検討しています。ワークライフバランスに考慮し、育児休暇後の時短勤務にも配慮をしています。職員の心身の健康と安全の確保のため、産業医の配置を法人で検討しています。さらなる働きやすい職場作りの取組が期待されます。

II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

「職員の心得」の中で、期待する職員像を明確にしています。職員自身が年間の目標を立て、それに対する具体的な取組や行動などを設定しています。年2回、園長との面談で振り返りや目標達成度を確認していますが、職員の目標管理シートの捉え方にバラつきが起きないような仕組み作りの強化も望まれます。

第三者評価結果

18

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

「職員の心得」の中で、期待する職員像を明確にしています。研修計画があり、該当する職員が受講できるようになっています。しかし、コロナ禍の影響により外部研修受講が難しくなっていること(受講の抽選漏れを含む)や、職員教育・育成に必要と思われる園内研修開催についても職員の希望に応じられない現状があります。今後の検討が期待されます。

第三者評価結果

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

研修計画表があり、職員の研修受講状況を把握しています。職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが必要な場合は適切に行う体制があります。年齢別保育、保護者支援、障がい児など職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修受講ができるよう配慮をしています。非常勤職員は園内研修で学べるようにしています。不参加の場合は研修ノートの閲覧をしています。子どもの最善の利益について振り返りをする研修時に、チェックリストを全職員に配付をしました。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 - b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 - c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - エ 指導者に対する研修を実施している。
 - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

毎年実習生の受け入れがあり、福祉の人材育成はもちろん自らの保育を振り返える機会にもなっていますが、マニュアルの中に実習生の研修・育成に関する基本姿勢の明文化がありませんでした。実習指導者に対する研修は実施していません。実習生の受け入れをした時は、学生により部分実習や責任実習の機会を持ち、より実践に近い形で実習ができるようにしています。担当職員は、毎日実習生との反省会を設け、意見や質問に対応しています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

a

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人ホームページ、園パンフレットに基本方針や園情報を載せてています。運営内容、予算、決算などは、法人のホームページで公表しています。今回受審の第三者評価結果は後日公表します。苦情・相談の内容に基づく改善・対応の状況については法人のホームページで公表をしていますが、昨年度は特にありませんでした。地域の福祉向上のための子育て支援の取り組みをチラシで案内したり、園外掲示で知らせたりしています。

第三者評価結果

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

法人として適正な会計、経理の仕組みがあり、ホームページで公表しています。法人として行った外部監査や、専門家による指摘やアドバイスを得て経営改善をし、ホームページで公表しています。それに基づく対応をしていくための園の管理責任者は園長です。園内の経費精算については法人に適切に報告されています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
----	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

現法人に民間移管される前の公立保育園時代から地域の子育て支援事業に力を入れ、それを継承しています。子育て支援事業には専任の職員2名を配置しているほか、民生委員の協力があります。また、自治会館での絵画展示やアートフェスティバルへの作品出展(今年度は手作りサッカーハウス)、地域の知的障がい児者の通所施設、高齢者施設との交流、自治会をはじめ地域の人を招いての会食などもあり、交流が活発で子どもたちは地域の中で育っています。

第三者評価結果

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を働いている。

<コメント>

ボランティア受け入れマニュアルがあり、受け入れ時の基本姿勢が明文化されています。学校教育との連携では中学生、高校生のボランティア受け入れ(コロナ前)があります。お話の会、太極拳、保育補助などコロナ禍以前は多彩なボランティアの協力があり、園での子どもたちの生活の幅が広がっていました。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

子ども・保護者の状況に対応できる関係機関(行政、病院、教育機関、児童相談所など)をリスト化しています。事務室に掲示し、職員に周知しています。大和市の園長会、幼保小連絡会のほか、地域子育て連絡会と連携を図りながら子育て支援事業を展開しています。子どもの発育、発達に関して、必要であれば、行政や療育センターとの相談、連携につなげています。権利侵害が疑われる場合は、行政、児童相談所、警察署と連携を図っていく体制としています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

現法人に民間移管される前の公立保育園時代から地域の子育て支援事業に力を入れており、園はそれを継承しています。地域子育て連絡会と密に連携を図り、育児相談、園開放、子育ての情報提供、たべよう会、出張保育など交流保育を行い、地域の子どもやその保護者と交流しています。また、新型コロナウイルス感染症に配慮し、個別対応でのばぶちゃんくらぶ（栄養士と市の保健師による育児講座）を11月に開催する予定など、地域ニーズを把握し、今後の取組に生かしています。

第三者評価結果

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

地域子育て連絡会と密に連携を図りながら、把握した福祉ニーズに基づいた子育て支援事業を展開しています。会に参加をしている他事業所の情報も掲載した「鶴間・南林間地区子育て活動マップ」を作成し、配布しています。園の子育て支援事業は民生委員の協力も得ています。年長児が、いつも使用している隣の公園清掃を行っています。園はAEDステーションとしての役割がありますが、園の運営上、有事の際の近隣住民の安全・安心のための備えや支援の取組は行っていません。

評価対象III 適切な福祉サービスの提供

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

事業の目的、保育理念、保育方針は子どもを尊重したもので、子どもを尊重した保育に関する基本姿勢は、保育マニュアル、各指導計画に反映されています。性差、文化や生活習慣の違いなどは、お互いに尊重し、理解しあえるようにしています。子どもの尊重や人権についての園内研修や話し合いをしていますが、更なる共通理解や知識の定着が必要と考えています。保護者理解の向上とあわせ、今後の取組が期待されます。

第三者評価結果

29

III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
 - b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
 - c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
 - オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護に関するマニュアル、「個人情報保護方針」を整備し掲示しています。保育活動に関わる園児の肖像権等の個人情報提供及び利用について、園の運営方針をまとめ、保護者に伝え、承諾を得ています。子どもの着替えや、シャワーの際には、シートを張り外部から見えないように配慮し、遠足などの園外活動では、園児が付ける名札は、名前を隠すタイプの物を使っています。プライバシーマニュアルを毎年1回、全職員が読み返しを行い、いつでも確認出来るようにしています。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

市役所や保健福祉センターなどに園のパンフレットや子育て支援のチラシを常置し、必要な人が手にすることができますようにしています。園外掲示もしています。園では子育て支援事業を積極的に行っており、交流保育や給食と一緒に食べる機会などで園の説明を心がけています。園見学は事前の予約制で個別に対応しています。見学者は子育て支援事業参加で園の雰囲気を良く知っている人や、民間移管される前の公立保育園時代に保護者自身が通っていた人が多い傾向があります。

31

III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

b

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園開始の説明には、取りまとめた確認資料を配布して説明を行い、承諾と同意書の提出を得ています。その際には、確認書類と提出書類を分かりやすく記載した「配付書類一覧」で確認事項を分かりやすく説明しています。保護者から保育の変更にあたっては、申請書の提出等により保護者の同意を得て書面に残しています。保育内容の変更時には、おたよりや玄関掲示で知らせています。特に配慮が必要な保護者に対しては、その都度の対応しており、ルール化した適正な説明、運用が期待されます。

32

III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育園の転園にあたり、子どもの個人情報保護の観点から書面での情報提供は行っていません。必要であれば、行政を通じて情報共有しています。保育所利用が終了した時には、園長が持っている園の携帯電話番号を知らせ、開所時間外であっても相談対応できることなど口頭で説明しています。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33

III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するため、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

利用者の満足度を把握する仕組みでは、園行事後のアンケートで感想や意見を聞き、次回の行事につなげるようになっています。日頃の会話や連絡ノートに記載された内容、個別面談などで出された意向も職員で共有し、満足度を把握するようにしています。園には、自主的な保護者会組織はありません。今後は、行事アンケートだけでなく、満足度アンケートの実施を検討しています。取組が期待されます。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しそうい工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

入園の説明事項に苦情に関する解決について、定められた責任者、担当者、第三者委員、苦情解決の方法、運営適正化委員会の紹介を明記し説明しています。第三者委員を告知していますが、保護者は知らない方が多く、周知が課題となっています。運営法人のホームページに園ごとの「ご意見対応結果」を公表する仕組みがありますが、昨年度の公表事例はありません。保護者が意見を述べやすくするため、玄関に意見箱を設置していますが、送迎時等に直接意見を聞くことが多く、苦情があつた場合は、速やかに園長に伝え、検討結果、対応策について保護者に回答することとしています。その後の経過にも対応するように努めています。

35

III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

入園時の「保育園のしおり」において 保育の悩みや、意見、要望がある場合には、電話または、送迎時の保育士に直接相談、または連絡帳の利用などで、その旨を伝えるように説明しています。職員と気まずくなるのではないかとの心配がないよう、出来る限り保護者の意見、要望に応えることを明記し伝えています。保護者の相談を受ける際には、保護者の時間に合わせて、子育て支援の部屋や職員休憩室を利用する事も可能で、落ち着いて話せる環境にも配慮しています。

36

III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b**【判断基準】**

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

保護者からの相談には保護者の時間に合わせるなど、適切な対応と意見の傾聴に努めています。意見箱の設置や行事後アンケートの実施で保護者の意見を把握するようにしています。相談を受けた際には、内容に応じて職員会議で検討し、状況を速やかに説明するように努めています。相談を受けた際の記録や報告の手順、対応策の検討等についてフローチャートで作成していますが、定期的な見直しは行っていません。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b**【判断基準】**

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

リスクマネジメントに関する責任者は園長です。「危機管理マニュアル」を整備し職員に周知しています。子どもの安心安全を軽かす事例を「ヒヤリハットノート」に記載し、職員は情報を共有しています。実践的なことを考慮し、抜き打ちで不審者対応の訓練を行っています。職員に安全確保・事故防止に関する研修を行っています。事故防止や安全確保策の実施状況や実効性についてはその都度の見直しだけで、定期的な評価見直しが必要と考えています。今後の定期的な取組が期待されます。

第三者評価結果

38

III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
 - b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
 - c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染対応マニュアル、感染症対策のガイドラインを作成、整備し、感染対策について役割を明確にしています。入園時に、感染症が発生した場合の登園停止や医師の治癒証明の必要性等を保護者に説明しています。不定期ですが、感染症に関する注意点を記載した保健だよりを配付しています。各クラスに嘔吐処理マニュアルを置き、速やかで適切な対応ができるよう努めています。感染症が発生した際には玄関に掲示しています。しかし、職員が園内研修で実践的に学ぶ機会については不十分と考えています。定期的な研修勉強会の開催が期待されます。

第三者評価結果

39

III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行ってい る。

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

各場所の火元責任者を設置しています。災害時には、保護者とメールで緊急連絡が取れるようしています。食料や備品類等のリストを作成し、3日分程度の備蓄品を備え、アレルギー対応食にも配慮しています。地域の避難場所は、日頃の散歩コースとなっており、道順や時間等を把握しています。2階からの避難経路が老朽化しているため、安全の確認が望まれます。消防署とは年2回の通報訓練で連携を図っていますが、災害時における他団体との協力までには至っていません。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

標準的な保育サービスの実施方法は、「全体的な計画」にもとづいて年間計画から、月案、週案、日誌に至るまで保育の実施を計画し取り組んでいます。「全体的な計画」には子どもの尊重、権利擁護に関わる姿勢が明記されています。「職員の心得」が業務マニュアルになっているほか、業務の標準化のための各種マニュアルがあり、毎年、全職員が各自で読み込み、確認後にチェックすることをルール化しています。各クラスの日常業務の確認は園長・主任が行っています。マニュアルにもとづいた適切な対応ができるよう、訓練(避難・通報・不審者想定など)を行っています。しかし、職員が園内研修等で実践的に学ぶ機会については不十分と考えています。定期的な研修勉強会の開催が期待されます。

41

III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。**b****【判断基準】**

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育の内容の見直しについてはPDCAサイクルで検討をし、子どもの姿と保育や環境がふさわしいか話し合っています。また、保護者には意見箱、懇談会、行事アンケートなどから寄せられた意向や意見を計画に反映する仕組みがありますが、現在はコロナ禍が続き、思うように機能していません。マニュアルや手順書に関しても園の現状に即しているか、定期的な見直しが望まれます。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42

III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。**a****【判断基準】**

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

入園時に、子ども一人ひとりの心身の発達状況や家庭での状況を児童家庭調査票や健康診断表で把握しています。アレルギーのある子どもの保護者からは、医師の確認のもと、生活管理指導表の提出を受け、個別の指導計画にも反映し配慮しています。個別指導計画には、日々の様子や成長を記録しています。年に2回、市の巡回相談員の訪問のほか、療育センターの臨床心理士の訪問があり、アドバイスを受けたり、情報を共有しています。職員会議でケースをあげ、職員で対応を協議し指導計画へ反映させる仕組みが出来ています。

第三者評価結果

43

III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
 - ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

週案・日案は毎日、月間指導計画は毎月、年間指導計画は期ごとに振り返りと評価をし、見直しています。クラス担任が作成した指導計画は園長・主任が確認しています。保護者の意向は入園時の提出書類及び入園前の面談で把握し、入園後は連絡帳、日頃の会話等で把握しています。職員は子どもの発達や活動の様子の状況把握を常に行い、気づきや課題を次期計画に反映させていますが、保育の質の向上に関わることとしてそれらをさらに明確化していく必要があると考えています。今後の取組が期待されます。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子ども一人ひとりの個人記録を定期的に記入しています。今日の出来事、子どもの姿、食事やおやつの様子、活動の様子、自己評価の記録を盛り込み把握、計画の振り返りを行っています。記録の書き方の指導は園長・主任が行っています。毎月の職員会議、乳幼児会議での報告、朝礼(ミーティング)での情報共有を始め、記録を残し、確認後のチェックをルール化しています。しかし、情報伝達の漏れがあることは否めないので、さらなる強化が必要と考えています。今後の取組が望されます。

第三者評価結果

45

III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

入園時に、「個人情報保護の方針」の趣旨を説明し、承諾書を得ています。保護者の見やすい場所に個人情報の方針を掲示しています。連絡カードや個人情報等の書類は、事務所より持出禁止となっており、保護者からは目に付かないようにしています。個人情報保護規定やマニュアルがあり職員はそれらを理解し、遵守しています。書類等は、定められ保管期限に従って管理破棄しています。職員間で子どもの個人情報になり得ることや仕事に関することについて、個人のスマートフォンやパソコン等でのやり取りは、行わないよう指導をしています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果	
A1 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成している。
 - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成しているが、十分ではない。
 - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

＜コメント＞

全体的な計画は、児童憲章、保育所保育指針を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に作成しているほか、保育理念・方針・保育目標を土台とし、地域の実態に対応した保育事業と行事への参加、地域との関わりなども検討しながら作成しています。全体的な計画は、毎年年度末に見直しや確認の機会を作り、職員間で話し合っています。それを次年度の指導計画や保育等に反映しています。全体的な計画は昨年度に大幅な見直し・修正をしました。今年度は全体的な計画に基づく、保健計画と食育計画の見直しをしています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果	
A2 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことができる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことができる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことができる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

建物の築年数による設備等の古さは否めませんが、保育室他、トイレや廊下といった共用部分は用務職員を中心に清掃をし適切な衛生状態を保っています。保育室内はエアコン、加湿・除湿機能付き空気清浄機、扇風機などを設置し、保育室の温湿度に配慮し、日誌に記録しています。米軍厚木基地が近い地域柄、窓は二重にしています。新型コロナウイルス感染拡大対策の一環から、窓は常に開け、消毒にも気を配っています。寝具の衛生については毎週保護者に持ち帰りをお願いし、衛生管理をしてもらっています。職員の声(大きさ、トーンなど)も大切な環境と考え、意識をしています。保育室の家具や遊具については、年齢、季節、子どもの様子などを見て遊具の素材を選び、子どもの発達段階、動線、安全に配慮した環境構成をしています。また、カーペット、机などを利用して食事や遊び、睡眠の分かりやすいスペース分けをしています。子どもが落ち着いたり、くつろげる場所としてコーナーを利用しています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園時に保護者に提出をお願いした児童票や入園時の個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の関わり、観察などからも子どもを把握し、十分に尊重しています。職員は子どもの得意不得意があつてもそれぞれの子どもの個性を尊重した対応をしています。子どもの気持ちや欲求を受け止めていますが、自分の気持ちを強く主張できない子どもに対しては、子どもの気持ちに寄り添い、職員から声をかけたり、できる限り子どもの言葉に耳を傾けるようにし、共感したり思いを代弁したりしています。子どもの対応については現場の職員間でフォローし合っています。園内研修では、子どもの主体性保育について、職員一人ひとりの意見を出しあってます。「否定的な言葉でなく、こうすると素敵だね、と声かけできるように」の意見の一方、「指示出しや禁止用語を言ってしまうことがある」といった反省を含めた意見も出ています。

第三者評価結果

A4	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子どもが基本的な生活習慣を身につけていくために、食事面では離乳食を個々の発育状況に合わせて進めています。食具の使い方(手づかみ食べからスプーン・フォーク、箸へと段階を追って)、姿勢を保つなど子どもの成長に合わせて伝えたり、援助したりしています。排泄面では活動の区切りにトイレへの声かけや促しを行い、一人ひとりの排尿の感覚やリズムに合わせて個別に対応しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、今年度、園では歯磨きを行わず、うがいをしています。子どもの挑戦しようとする気持ちを認め、出来たときは褒め自信につなげています。しかし、子どものその日の体調や気持ちにも波があり、手をかけることもありますが手伝いすぎないようにしています。また、職員が率先して手本を示したり、絵本、紙芝居など分かりやすく説明する機会を作っています。活動は静と動のバランスを考慮し、乳児の午前寝のほか、様子を見ながら適宜くつろぐ時間や休息時間を作るようになっています。園で心がけていることを保護者にも伝えていますが、共有に関し十分ではない部分があると考えています。

第三者評価結果

A5	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を發揮できるよう援助している。

- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

各保育室の低い棚にはおもちゃ、玩具、ブロック、絵本など自分で選べるように置いているほか、コーナーも作っています。廃材で作った小屋風のもの、押し入れの下の狭い空間、衝立など子どもが好む空間作りをしています。園では外部講師を招いた体操教室(幼児)と職員指導によるリズム(全園児)を行っています。継続することで、子どもの体の使い方が上手になってきています。また、園の隣を始め、周辺に公園がいくつもあるので積極的に出かけています。公園の特徴により広場を駆け回ったり、遊具で遊んだり、さまざまな場所で自然とふれあい、季節を感じ取れるようにしています。活動の前にはルールの説明や危険性についてなど、子どもたちに話しています。必要に応じて子どもと一緒に考えることで、気をつける判断力を養っていきます。園は地域支援事業を始めとした地域交流活動が活発で、子どもたちは地域の中で育っています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児は、個別の連絡ノートや口頭でのやりとりなど保護者との情報共有を密に、24時間の生活リズムを視野に入れた保育を行っています。月齢差が特に大きい時期のため、同じ空間で過ごしても一人ひとりの状況にあった関わり方を丁寧にしてます。喃語には喃語で返したり、言葉に置き換えて代弁をしたり、職員はゆったりとした言葉かけやスキンシップをとりながら、子どもの表情や様子を感じ取り、情緒的な糸を築いています。職員との安定した関係性の中、生活や遊びが充実するようにしています。また、月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具のほか、生活用具、絵本など自分で取り出せるようにしています。歩くことを覚え、楽し気にしている子どもの真似を職員も一緒にし、お互いが笑顔になっている場面や疊スペースを自由にハイハイをしている場面がありました。しかし、子どもの状態によってはさらに十分な配慮が必要であると考えています。

第三者評価結果

A7	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

子どもが自分でやりたい気持ちや意欲を大切にしながら見守り、励ましています。視診室では、ドングリケーキ作りが楽しくてやめられない子どもが職員とマンツーマンでやりとりを楽しんでいる場面がありました。ほかの子どもたちも保育室で思い思いに遊んでいます。職員は、おもちゃの取り合いや、たたく、噛むなど自分が芽生える育ちの過程での行動に注意しています。友だちに言葉で自分の気持ちを上手く伝えられない時は、職員が仲立ちをしています。保護者とは個別の連絡ノートや口頭でやりとりし、得られた情報を保育に生かしています。保育室には月齢や一人ひとりの成長に合わせたおもちゃのほか、生活用具、絵本など自分で取り出せるようにしていますが、子どもが興味と関心を持つことができる生活と遊びへの環境配慮について更に検討が必要と考えています。取組の継続が望れます。

第三者評価結果

A8	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳児以上の保育に関して、その時々の子どもの興味関心に寄り添い、遊びの環境を整えるようにしています。活動を集団で決める時は子ども同士が意見を出し合ってから、職員が方向性を導きだしていくようにしています。活動を通じ仲間の一人としての自覚を持ち、自主性や自立性を育むよう援助をしています。大きな行事に取り組むことを通し、自分だけで動くのではなく「友だちのため」「皆と一緒に」など頑張る経験をする機会もあります。仲間と活動や生活をしていく中でのさまざまな経験を成長につなげています。3歳児クラス以上は個別の連絡ノートがないので、日々の活動の様子は玄関に活動ノートを置き、保護者が見ることができるようにしています。小学校とは幼保小連絡会を通して交流のほか、5歳児が就学する小学校とは、保育児童要録を送る前に教員の訪問があります。子ども一人ひとりに合わせた配慮を心がけていますが、保護者や子どもにとって十分でなかった部分もあるのではと考えています。さらなる配慮が望れます。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園舎は公立保育園時代から建て替えや修繕工事がなく、身体的な障がいのある子ども（車いす使用など）には玄関の段差にすのこを置く配慮ができる程度になっています。実際の保育についてはクラスの指導計画と関連づけ、子どもの障がい特性や発達の様子、保護者との面談内容などを考慮した個別指導計画を立てています。集団生活を共に過ごす中で、子ども同士のかかわり合いを見守ったり、必要な援助をしたり、互いを認め合い、育ちあえるようにしています。クールダウンが必要な場合は衝立を立てたり、手作りハウスで過ごしたりなど配慮した環境作りをしています。障がいのある子どもの保育について、研修受講のほか、市の巡回訪問相談があり、個別のケースについてアドバイスを受けていますが、限られた人員・時間の中で共有が難しい面があり、職員一人ひとりがさらに必要な知識や情報を得ることが必要と考えています。今後のさらなる取組が望れます。

第三者評価結果	
A10 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連續性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

7時～19時の長時間にわたる保育のために、子どもの体調等に配慮し、活動内容及び時間の計画を立てています。朝と夕方からの延長保育時間は担当が固定している職員がおり、子どもの安心感につながっています。また、2歳児クラスまでは朝おやつ(牛乳と軽めのおせんべい程度)があり、どのクラスも水分補給がいつでもできるよう麦茶を用意をしているほか、契約の保育時間により、夕食にひびかない程度の補食を提供しています。子どもの状態について職員間の引継ぎは「引継ぎ簿」を使用し、口頭でも情報を引き継いでいます。保護者への伝達も「引継ぎ簿」を使い、伝達後はチェックをしています。その他、保育室は家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整え、子どもの状況に応じて穏やかに過ごせるようにしています。

第三者評価結果	
A11 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて保育の内容や方法、保護者との関りに配慮しています。クラス担任のみではなく、子育て経験や、その他の職員の実体験も含め、園全体で子どもの就学に向けて成長の見守りと支援を行っています。午睡を減らしたり、遊具の使い方、タオル・ハンカチの使い方、マスクに慣れるなどを保育活動の一貫に盛り込んでいます。園には和式トイレがあり、使い方の練習も取り入れています。保護者とは小学校以降の生活を見通せるような関わりや話をしており、保護者からの質問を小学校に確認することもしています。就学先の教員に子どもの姿や、配慮点等の引継ぎを行っています。幼保小連絡協議会に参加し情報を得たりなど、園で出来る事は、計画を立てながら保育に取り入れています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
-----	------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康管理に関するマニュアルを整備しています。SIDS(乳幼児突然死症候群)マニュアル、呼吸チェック表、個人健康記録等を整備し、子ども一人ひとりの心身の健康状態を把握しています。SIDSはポスターを掲示しています。0歳児の入園時の面接でSIDSの話をして、仰向け寝の習慣をつけてもらうようにしています。0~2歳児クラスは、午睡チェック表に記録し確認しています。幼児クラスは、顔色、呼吸の確認を行っています。一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を必要に応じて職員で共有し、休み明けには、特に観察と、保護者からの聞き取りを丁寧に行ってています。「ケガ・病気の記録帳」があります。事後の記録欄もあり、全職員が目を通せるようにしています。ケガや発熱があった場合は、保護者に電話連絡を行い、口頭で状況説明をして、その後の支援も継続して行っています。年度末に児童家庭調査票を保護者に返却し、罹患や予防接種状況の追記をお願いしています。

第三者評価結果

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
-----	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

嘱託医による、内科健診、歯科健診を年2回行っています。尿健診は年1回、身体測定は毎月行っています。健診前には保護者から質問や相談等を予め聞いておき、健診時に医師に伝え、回答をもらっています。内科健診結果(削除)、歯科健診結果は連絡ノートで報告しています。受診の必要がある場合は個別に伝えています。身体測定、健診結果は、個別ファイルに残し、職員間で共有しています。園の嘱託医とは、子どもが保育中に体調が悪くなった場合に電話で相談したりと日頃から連携を図っています。コロナ禍のため、園での歯磨きは控えているので、家庭でしっかりと磨いてもらうよう協力をお願ひしています。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに子どもの状況に応じて適切な対応を行っています。「食物アレルギー対応給食マニュアル」をもとに、毎月、給食会議を行っています。アレルギーの食材変更、解除には、園長、担任、給食担当者で会議を行い、安心、安全な給食提供の取組を行っています。入園時に保護者に保育園の給食で使用する食品・食材の一覧表を知らせ、確認の上、了承を得ています。また、アレルギー疾患のある子どもの保護者は、「保育所等におけるアレルギー疾患生活管理表」を医師の承認のもと、園に提出しています。給食を受ける際には、トレイを色分けし、給食室で作った人、受け取った人、配膳した人の3箇所で、確認を行っています。アレルギーについての研修を受け、必要な知識や情報を得たり、技術を習得した職員がいます。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	---------------------------------	---

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

園では、年齢ごとに年間食育計画を立て、食育担当を設定して、集会を行い食事への関心につながるように意見を出し、検討を行っています。季節の野菜や料理、食事のマナー、栄養、野菜の栽培、非常食、食のごっこ遊び等、細目にわたり取り組んでいます。訪問時には、遠足ごっこで保育室に一人ひとりがシートを広げ、楽しそうにお弁当を食べていました。園庭で取れた野菜を調理したり、給食の献立に盛り込んだり、食に関する話を絵本や紙芝居を使い、食に興味を深めるようにしています。毎月、9種類ほど献立レシピを用意して、保護者が持ち帰ることができます。箸遊びを通して箸を持つ練習をしています。食事は、無理強いはせず、食べることが出来たら十分に褒めることを大切にしています。「食べようかい」では地域の人と楽しく会食をする機会(コロナ禍で休止中)があります。

第三者評価結果

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

給食は外部委託です。献立は旬の食材、年中行事食を含む季節感、和洋中のバランスなどを配慮し作成しています。異文化の食事や行事に関心を持つことも、食育計画に盛り込んでいます。低年齢児クラスは、こまめに栄養士が見回り、子どもの喫食状況を観察していますが、低年齢児だけでなく、幼児クラスでも子どもたちの食事の様子や話を聞く機会を持つことが望まれます。離乳食やミルクは月齢にこだわらず子ども一人ひとりの発育状況や嚥下状態など保護者と相談しながら対応しています。喫食状況は各クラスの日誌に記録しています。献立は2週間ごとのサイクルメニューなので、味付け、硬さ、食材の切り方など次回に速やかに反映できています。食べる前に苦手な食材があれば子どもの申告で減らすなど、食べられる量を調整していますが、食べられるようになったら、規定の量に戻すようにしています。保健衛生マニュアルを整備し、衛生管理の徹底に努めています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

連絡ノート等により、家庭との日常的な情報交換を行っています。送迎時の保護者との会話を大切にして心配なことや不安なことを聞き取り、対応できるようにしています。保護者から個人面談の希望があれば対応し、個人面談記録用紙にまとめ、職員間で共有できるようにしています。一人ひとりの子どもに成長が見られた時には、保護者に伝え、成長を共有できるように支援しています。しかし、長引くコロナ禍のため、朝夕の送り迎えは密を避けるため、クラス担任とのやりとりは以前よりも減っています。懇談会、園行事参加など保育の意図や保育内容、保護者と子どもの成長を共有できるような機会を持つことも計画通りに実施できない状況があります。コロナ収束後の保護者との緊密な連携の取組の再開が期待されます。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者からの相談があれば、保護者の就労等、個々の事情に配慮し、相談に応じられるように支援を行っています。保護者自身が不安に感じている事や悩み等、注意して感じ取り、こまめな声かけしながら対応しています。相談に対応するときは、子育て支援の部屋、職員休憩室を利用し、ゆっくり話ができるようにしています。相談には担任だけでなく園長・主任も対応しています。相談の内容によってはあえて記録に残さないことや、一定期間は担当者のみで周知をしていく配慮をしています。

		第三者評価結果
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

園では、虐待防止マニュアルを整備しています。発見から、フローチャート式で、関係機関連絡先一覧を記載しています。園内研修で子どもの最善の利益について振り返る機会を持ち、意識を高めています。家庭での子どもの権利侵害の兆候を見逃さないように健康観察などで状態の確認を行い、早期発見できるようにしています。要支援家庭についても児童相談所や市役所と連携を図る体制があります。職員は保護者に普段から声をかけ、何らかの困難があれば話やすい雰囲気づくりや信頼関係を築けるようにしています。保護者の、子どもに対する行き過ぎと思われる言動を見かけた時は、必要に応じ声かけもしています。マニュアルに基づいた園内研修の実施により、更に適切な対応を心がけ、権利侵害の疑いのある子どもの対応に生かしています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

		第三者評価結果
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

職員の記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自ら保育を振り返り、自己評価を行っています。職員は、毎年1回、自己評価により保育を落ち着いて振り返り、今後に繋げて行く機会を設けています。各クラスの年間指導計画、月案、週案・日誌には、評価・改善欄があり、職員の援助・かかわりが適切であったかなどを確認しながら自己評価を行っています。また問題があれば、職員会議等で情報を共有したり、子どもの遊びや生活を通して、成長している姿や一人ひとりの思いを汲み取ったりしながら自身の自己評価につなげています。また、職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめ、園の課題とし、改善や専門性の質の向上に取り組んでいます。職員の自己評価、保護者アンケートの結果を反映し、次年度の取り組みや園全体の自己評価を行っています。

Fields
株式会社 フィールズ

株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵠沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323